



バーリンの価値多元論 その思想史的系譜と可能性 に関する考察ー公正としての正義から闘技的民主主義へー

杉川, 綾

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2012-03-25

(Date of Publication)

2012-09-10

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲5515

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005515>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

バーリンの価値多元論 その思想史的系譜と可能性に関する考察
—公正としての正義から關技的民主主義へ—

氏 名 : 杉川 綾

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程文化構造専攻

指導教員氏名 (主) 嘉指 信雄 教授
(副) 油井 清光 教授
(副) 茶谷 直人 准教授

(注) 4, 000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

20 世紀を代表する政治哲学者の一人である、アイザイア・バーリンの著作の一つに『ハリねずみと狐:『戦争と平和』の歴史哲学 *The Hedgehog and the Fox*』というトルストイ論に関する小著がある。この論文は、「狐はたくさんことを知っているが、ハリねずみはでかいことを一つだけ知っている」という、古代ギリシャ詩人アルキロコスの断片を起点に、古今の作家を区分するところから始まっている。ハリねずみには、ダンテ、プラトン、パスカル、ヘーゲル、ドストエフスキー、ニーチェ、ブルーストなどが類され、狐には、ヘロドトス、アリストテレス、エラスムス、モリエール、ゲーテ、バルザックなどが類されている。¹さて、当のバーリンはどちらであったのであろうか。彼の著作の量とそれが関わる領域の広さを鑑みれば、狐に分類するのが妥当かと思われる。バーリンの業績は、大きく分けて三つの分野に区分できる。一つ目は、初期に見られる論理実証主義批判などの分析哲学的なもの、第二に『二つの自由概念 *Two Concepts of Liberty*』に代表される政治哲学的諸論、最後にハーマンやヘルダーなどのロマン主義研究に代表される様々な思想家についての思想史研究である。彼の業績への評価はこの三分野それぞれになされており、それぞれが一定の評価を得ている。

バーリンの思想を理解する上で、大きな難点となっているのが、この異なる三領域の諸論文相互の関係性をどのように見るかである。一般的な解釈では、バーリンは論理実証主義批判を通じて、合理的理性中心的な哲学のあり方に限界を感じ、歴史家として思想史の研究に向かったと理解されており、少なくとも哲学的な著作と思想史的な著作は異なる仕事とされている。一方で、バーリンの思想を引き受け、積極的に議論を展開しているジョージ・クラウダーのように、バーリンは哲学と歴史学とを融和させようと試みたと理解する立場もある。けれども、個々の議論を関連させることなく、個別に議論がなされているのが現状であり、クラウダーもバーリンの思想史的な議論と政治理論的な議論を一体的に議論しえているとは言い難い。とりわけ、多くの論者が関心を持っている、いわゆる「価値多元論 (value pluralism)」と称されるバーリンの哲学的立場と、自由主義の政治哲学的正当化との関係性についての議論に、一貫した説明が依然として確立され得ていないのも、諸著作の関連づけという研究が十分になされていないことに起因しているように思われる。バーリンの 200 近い諸著作において、「価値多元論」は主としてロマン主義に関する思想史

¹ Isaiah Berlin, *Personal Impressions*, ed. Henry Hardy, with an introduction by Noel Annan, The Viking Press, 1981, pp. 436-7. (『ハリねずみと狐:『戦争と平和』の歴史哲学』、河合秀和訳、中央公論社、1973、7-9 頁。)

的研究のなかで語られることが多く、一方で自由概念や自由主義に関する論文は歴史的ではなく政治哲学的議論として理論的に論証がなされている。パーリンの思想全体として、この二者が何かしらの関連を成し、統一的なものとなっていないのは、彼の議論から読むことができるが、ではそれらの橋渡しはどのようになされているのであろうか。

こうした、諸著作の関連付けの議論が遅れているのには、大きく二つの原因がある。第一には、パーリン自身がその諸著作をまとめて刊行してこなかったことにある。現在読まれている、多くの著作集は彼の弟子であるヘンリー・ハーディの手によるものである。もし彼がいなければ、パーリンの思想の多くは、散逸したまま忘れ去られていたかもしれない。けれども現在では、かなりの著作を読むことができるようになっているので、この問題は大きな障害ではない。もう一つは、読み手の側に起因するもので、『二つの自由概念』によってパーリンの学問的評価が高まったためか、どうしても自由主義にかかわる諸問題が議論の軸になって読まれがちである。それゆえ、関連性が明証的でない思想史的著作は周辺の議論として扱われざるを得ず、積極的に読み込まれてはこなかった。けれども、パーリンは哲学をするということに関して、次のように述べている。

哲学には特別な課題はないと、私は思います。哲学者の課題は哲学することです。哲学者の課題は自分に興味ある課題について考え、それを明確にしようと努力し、可能ならばそれに答えることです。哲学には今日の特別な課題がありません。その問いそのものが、哲学の目的は何かについての誤解にもとづいています。今日の芸術の課題は何か、今日の愛の課題は何かを問うているようなものです²。

自由主義的諸理念が政治的原理として、また政治的目的として妥当なものかどうか哲学的に基礎付けられるものなのかどうかという課題は、現代政治哲学特有の課題である。例えば、ジョン・ロールズが『正義論 *A Theory of Justice*』を著したのも、1960年代のベトナム戦争への反戦運動と、公民権運動を通じてアメリカの社会制度基盤が揺らいでいることへの認識が大きな動機のひとつにあり、その再定義を目指したとされるのはよく言われることである。現代の自由主義的政治哲学者らが、自由主義の哲学的な基礎付けに関心を持つ

のも、冷戦構造が終わり、グローバル化が進む現代において、無条件的に自由主義的理念が他の諸文化の価値観に勝るとはいえなくなり、また社会的紐帯としての役割を果たせなくなっていることにある。では、そもそもパーリンの思想はこうした自由主義を取り巻く現代的課題への哲学的アプローチとして提出されたものであるものであろうか。またパーリンはそういったことを意図していたのであろうか。特に「価値多元論」という構想やその源流としてのジャンパティスタ・ヴィーコやヨーハン・ゲオルグ・ハーマン、ゴットフリート・ヘルダーといったロマン主義的思想家らへの思想史的言及は、自由主義を擁護するためにだけに探究されたものであろうか。確かにパーリンの思想形成の一因に、ナチスドイツやスターリンの独裁といった、20世紀の全体主義の出現という経験が重要な意味を持っていることは否定し得ない。けれども、上記のようにパーリンの諸議論は、今日の問題への応答としてだけ見るのではなく、まさに哲学一般それ自体の問題への議論としても見られるべきであると思う。パーリンの「価値多元論」対「一元論」の議論構造は、政治哲学的には自由主義的理念対全体主義的諸理念として理解されるが、議論がそう理解されることで元の議論が持っていた重要な含蓄のいくつかを取りこぼしているように思われる。諸著作の関連性が不明瞭なままなのは、パーリンの思想それ自体が、自由主義的政治哲学者らが関心あること以上の議論を展開しているからであり、その点が無自覚的に脇に追いやられているためである。それゆえ、我々がパーリンの思想に何かしら一貫性を見出したいのであるならば、自由主義的関心を括弧に入れて、まず彼の思想の行く先をみていかなければならない。

よって本稿の目的は、一般的に議論されているように、パーリンの思想から自由主義的な諸理念を正当化し、擁護する言説を引き出すことを目的としない。そうではなく、「価値多元論」と呼ばれる彼の思想を系譜的に見ていき、その可能性と広がり考察していくことにある。「価値多元論」は一般的に相対主義の疑いをかけられているが、パーリンは価値の客観性と普遍性を認める点で異なるものであると特徴付けている。けれども合理主義的啓蒙主義的である「一元論」的想定を否定するパーリンにおいては、客観的で普遍的価値の存在というものは本来的には否定されるはずのものである。ここにおいて、価値の客観性・普遍性ということに関してパーリンの両義的な語用が見て取れる。しかし、残念ながらこの両義性がどの用に説明されきれるかの論証はされて来なかった。第一章では、命題の有意味性に関する論理実証主義批判とジャンパティスタ・ヴィーコの知識論を連続的に見ていくことで、両義性の意味を読み解いていきたい。第二章では、前章で明らかにした

² Isaiah Berlin and Ramin Jahanbegloo, *Conversations with Isaiah Berlin*, New York: Scribner's, 1991, pp. 140-1. (『ある思想家の回想アイザiah・パーリンとの対話』、河合秀和訳、みすず書房、1993、206-7頁。)

バーリンにとっての価値の客観性や普遍性の理解をもって、相対主義の問題をどのように回避しているのかを、情緒主義的相対主義、文化相対主義、概念相対主義への応答という形で考察していきたいと思う。こうした両義性の問題が永らく放置されてきたことの要因の一つとして、バーリンの諸著作がジョン・ロールズの議論や語彙を通じて理解されてきたことにある。ジョン・ロールズもその論の前提として、多元性を念頭に議論されているが、バーリンがロールズと同じ問題関心を抱いていたのかどうかは注視されてこなかった。むしろ無条件的に同じ政治哲学的問題を共有するものとして議論されてきた感が強い。第三章ではバーリンとロールズとの政治哲学的理論態度の異同を論じたい。ロールズのような合意形成的な問題として政治哲学的問題を捉えておらず、むしろ政治哲学それ自体を成り立たせる言説を明らかにするものである彼のロマン主義研究と政治哲学的議論とを関連させて示す。最後に、ロールズとは異なるバーリンの政治哲学観を持って、「価値多元論」という彼の思想が実際の民主主義や自由主義にまつわる諸議論に対して、どのような役割を果たすのであろうか。第四章では、昨今の多元論にまつわる議論から、ベルギー人の政治哲学者シャンタル・ムフの「闘技的民主主義 (agonistic democracy)」を一つの指標に、「価値多元論」の実践的役割というものに迫ってきたい。

論文審査の結果の要旨

氏 名	杉川 綾		
論 文 題 目	バーリンの価値多元論 その思想史的系譜と可能性に関する考察 —公正としての正義から闘技的民主主義へ—		
要 旨			
本論文は、従来のアイザイア・バーリン研究の多くが、自由主義的な諸理念を正当化し擁護しう言説をバーリンの思想から引き出すことを目的としているのに対し、バーリンの思想の大きな特長をなす「価値多元論」の由来を系譜的に検討し、その政治哲学的意義と射程を明らかにしようとした意欲作である。第一章では、命題の有意義性に関する論理実証主義批判とジャンパティスタ・ヴィーコの知識論を連続的に見ていくことで、バーリン哲学の基本的立場の特長とその思想的系譜が確認される。第二章においては、第一章での成果を踏まえつつ、価値の客観性や普遍性に関するバーリン流の理解をもって、いかに相対主義は回避しているか、情緒主義的相対主義、文化相対主義、概念相対主義への応答という形で検討される。第三章においては、バーリンとジョン・ロールズの理論的スタンスの異同が意味するところが主題とされ、ロールズのように合意形成の問題として政治的問題を捉えないバーリンの政治観そのものの特質と意義が、バーリンによるロマン主義研究及び政治哲学的議論を相互に関連させることを通じて明らかにされる。第四章においては、最近の政治的多元主義をめぐる議論を視野に収めつつ、とりわけ、ベルギー人の政治哲学者シャンタル・ムフの「闘技的民主主義 (agonistic democracy)」の理念の検討を通じて、「価値多元論」に基づく政治哲学の実践的意義と可能性が論じられる。 第一章と第二章からなる前半は、思想史的・系譜学的研究であるが、それは、バーリンの思想全体を理解する上で大きな難点となってきたのは、バーリンの思索が異なる三領域にまたがっており、それら相互間の関係が明らかにされてこなかったことに起因すると著者は考えるからである。 バーリンの業績は、初期に見られる論理実証主義批判などの分析哲学的研究、『二つの自由概念 <i>Two Concepts of Liberty</i>』に代表される政治哲学的諸論、そして、ハーマンやヘルダーなどのロマン主義研究に代表される様々な思想家についての思想史研究からなるが、彼の業績への評価は、こうした領域それぞれに関してなされており、それぞれが一定の評価を得ている。総数 200 近くのにのぼるバーリンの著作において、「価値多元論」は主としてロマン主義に関する思想史的研究のなかで語られることが多く、一方、自由概念や自由主義に関する論文は、思想的観点からではなく、政治哲学の原理に関わる理論的考察として展開されている。したがって本稿の前半は、こうした思想史のアプローチと政治哲学的立場が、バーリンの思想全体において何かしらの有機的・本質的関連を成しているのかを検討し、明らかにする。 本論文の後半において中心となる問いは、本稿のサブタイトルが示すように、現代政治哲学の基軸をなすロールズ「正義論」との対比において、バーリン思想の現代的意義が際立たせることにある。ロールズの試みは、ルソーやロック、カントによる社会契約説的系譜に連なるものであるが、その議論設定の基となっている正義の「構想」の多元性や「穏健な包括的教説」の多元性の着想は、アイザイア・バーリンの「価値多元論 (value pluralism)」から得られていること、具体的には、「平等な諸市民は実際的には共約不可能で調停不可能な、異なった善の諸構想を抱いている」という想定は、バーリンの『二つの自由概念』の核心としてロールズによって強調されていたことがまず確認される。しかしながら、著者は、こうした現実の多元性の認識を共有してい			
主 査 記 載 氏 名 ・ 印		嘉 指 信 雄	

た両者が、政治 政治哲学の根幹をなす問いの理解において大きく異なっていたことを指摘し、その違いの意義を明らかにする。

ロールズにとつての主たる課題は、自由主義的諸理念が政治的原理として妥当かどうか、哲学的に基礎付けられるものなのかに答えることにあった。ロールズが『正義論』を著したのは、ベトナム戦争への反戦運動や公民権運動を通じてアメリカの社会制度基盤が揺らいでいる時代であり、また一般に、現代の政治哲学者が、リベラリズムの哲学的基礎付けに関心を持つのも、冷戦構造が終わり、グローバル化が進む現代において、リベラリズムの理念が無条件的に他の政治的理念に勝るとは見せなくなり、また社会的紐帯としての役割も果たせなくなっているからに他ならないという認識のもと、著者は、バーリンの思想も、こうした現代的課題への応答として提出されたものであろうかと問いかける。確かにバーリンの思想形成の一因として、ナチスドイツやスターリン独裁といった全体主義の経験が決定的な意味を持っていることは否定し得ないものの、バーリンの思想的営為は、そうした時代状況への応答としてのみ捉えるべきではなく、まさに哲学的原理をめぐる問いかけとしても捉えられるべきであると著者は主張する。バーリンの「価値多元論」対「一元論」という論争的構造は、政治哲学的には、「自由主義的理念」対「全体主義的理念」の対立として理解されるが、そうした図式的理解のみでは、バーリン哲学の重要な含蓄のいくつかが取り逃がされてしまう。我々は、自明視された、自らの自由主義的関心を含弧に入れて、バーリンの思想の展開のあり様を虚心坦懐にみていかなければならないと著者は論じる。

最後に、本稿は、バーリンの価値多元論の展開として、シャンタル・ムフによって唱道される「闘技的民主主義」と呼ばれる立場の意義を、合意形成を政治の核心に見るロールズやハーバーマスの対比において論ずる。「対立の除去不可能性」を「政治的なもの」の本質として見据えたバーリンは、諸価値の対立を一元論的・調和的に解消すること、乗り越えることはそもそも意図していないし、逆に、その原理的不可能性、さらには、対立の解消を至上の理念とすることの問題性・危険性を説く。むしろ、バーリンの関心の根幹にあったのは、政治的な他者・対立者一個人的であれ、集団的であれ一存在を適切に取り扱うことにあったのではないかと著者は論ずる。一元論の世界観が、根本的に問題なのは、異なる議論、対立者の可能性そのものを前もって封じてしまうからである。バーリンの多元主義的民主主義とは、ムフの闘技的民主主義のように、異議申し立てのための余地を残すことを重視する民主主義である。それゆえに、一般的な多元論的政治哲学者らが論じるように、ただ単に、選ぶうる生活形式の多様性が保持されているというだけでは不十分なのである。

さらに、バーリン／ムフ流の「価値多元論」に基づくならば、必然的に、政治的注意力は、傷ついたもの、排除されたもの、損なわれたものへ向かわざるを得ない。多元主義的立場は、「一般的なるもの」よりも「特殊なるもの」、「全体」よりも「個」を重視するものと理解されるが、バーリンにおいては、それは「特殊なるもの」のユニークさの讃美ではなく、一般化によって排除されたものの存在を際立たせるために重視されると著者は強調する。本稿は、特に、バーリンの価値多元論とムフの闘技的民主主義のつながりを論じた最終章において、いささか論述に飛躍が見られるが、現代政治哲学におけるバーリン思想の意義を十二分に指摘したものとなっていると言えよう。以上に鑑み、本審査委員会は、全員一致で、論文提出者、杉川綾が博士（学術）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区 分	職 名	氏 名	区 分	職 名	氏 名
主 査	教授	嘉指 信雄 印	副 査	准教授	茶谷 直人
副 査	教授	松田 毅	副 査	准教授	中 真生
副 査	准教授	加藤 憲治			